主 本件控訴を棄却する。 控訴費用は控訴人の負担とする。

事

控訴代理人は、「原判決を取消す。被控訴人の請求を棄却する。訴訟費用は、第一、二審を通じて被控訴人の負担とする。」との判決を求め、被控訴人は控訴棄却の判決を求めた。

当事者双方の事実上の主張は、左に附加するほか、原判決事実摘示のとおりであるからこれを引用する。

控訴代理人において次のとおり述べた。

「一、固定資産評価審査委員会の手続について

二、 被控訴人に固定資産評価の計算根拠を示ずことの要否について。 すでに述べたように、本件審査手続において控訴人は右計算根拠を被控訴人に示 したが、仮に示されたことが認められないとしても次のような理由によつて、その 必要はないのである。

即ち、元来固定資産評価の計算根拠は、専門的、技術的なものであるから、審査請求申出人が特に計算根拠自体に不審を抱いているような特別な場合を除いでは、計算根拠を示したとしてもこれによつて審査請求申出人の審査請求申出に役立つものではない。本件審査手続において被控訴人が審査請求申出の事由として主張した点は、(1)本件のような居住用の土地を一般売買時価によつて評価することは違憲である。

- (2) 評価に当つて取得価格の上昇率等を参考にすべきである。(3)土地と家屋とにそれぞれ課税することは二重課税である。(4) A小金井市長の所有地の評価額が本件土地の二分の一に評価されている根拠が分からない。(5)評価ざれる土地と駅との距離は自動車所有者の多い今日評価に参酌されるべきでない。
- (6)本件土地は角地であり、商業には適するが、騒音、ほこりが多く居住には適さないから評価は高すぎる。(7)本件土地界わいは車の通行量が多い等環境が悪いことなどであつて、評価の計算根拠とは関係ない事項のみであつたのであるから、計算根拠を示す必要はなかつたし示さなかつたとしても、被控訴人の審査請求申出事由の主張になんら支障を与えたものではない。」被控訴人は次のとおり述べた。
- 「一、控訴人の当審における主張一、二中、控訴人が本件審査手続において、審査請求申出の事由として(1)乃至(7)のごとき主張をしたことは認めるが、その余はすべて否認する。

二、 被控訴人が、本件審査請求申出に及んだのは、本件評価が高すぎるから、その計算方法、根拠を知り検討したがつたためであり、したがつて、審査手続においても、評価の高すぎることを述べ、控訴人に対して小金井市長に計算根拠その他資料を明示、提出させることを求め、右明示、提出があればこれを十分に検討する予定であつた。前記(1)乃至(7)の主張も右計算根拠等が明らかにされればおのずから明らかになることである。しかるに控訴人は、被控訴人の求めに拘らず審査手続の当初なんら小金井市長に対してこれを明示、提出することを命ぜず、被控訴人が書面をもつて再度求めたのになおこれを命ずることをしないのみならず、小金井市長から再答弁書の提出があつても、被控訴人にその内容を知らせないまま本

件審査決定に及び、しかも、その審決書においても右計算根拠等を明らかにした理由を付していないのであるから、以上の審査手続は違法である。」

証拠関係は、控訴代理人において甲第八乃至一二号証を提出し、当審証人B、同 Cの各証言を援用し、被控訴人において当審証人D、同Eの各証言を援用し、右甲 号各証の成立を認めると述べたほか、原判決事実摘示どおりであるからこれを引用 する。

理由

ー、 控訴人の本案前の主張についての当裁判所の判断は、左の訂正をするほか、原判決の理由一記載のとおりであるからこれを引用する。 原判決一七丁うら七行目「仮に原告か」とあるのを削り、「成立に争いない乙第

原判決一七丁うら七行目「仮に原告か」とあるのを削り、「成立に争いない乙第二乃至第九号証、原審証人F、同G並びに弁論の全趣旨によれば、原告(被控訴人)は、」を加え、同一八丁おもて四行目「あつたとしても」を削り、「認められるが、同時にこれらによれば、原告が本件審査決定を真に違法と思いその取消しを求めているものであり、単に前述の悪意の攻撃のためにのみ本訴に及んでいるものでないこともまた明らかであるから、たとえ、原告が本来慎むべき前述のごとき行為に及んだという右事情があつたとしても、」を加える。

二、 本案についての判断

2 被控訴人は右審査手続(審査決定自体については後記3に判示する。)に違法があると主張するので判断する。

(一) ロ頭審理手続について

先ず固定資産評価に対する審査請求の審理についての口頭審理の意義について検討する。

〈要旨第一〉しかしながら、第一に、右審査手続は、一面司法手続に類する性質があるとしても、その本質は、〈/要旨第一〉あくまでも固定資産税の適正・迅速な賦課・徴収という公益目的実現のための行政手続の一環であり、したがつて審査請求

申出人と相手方とを相対立する当事者として平等の立場で攻撃防禦を尽させるとか、これを必ず司法手続における口頭弁論に準ずる口頭審理方式を踏んで弁論、証 拠調を行わなければならないとするような本質上の要請はないのである。また、 こに、後述するように、固定資産の評価、したがつてまたその審査手続には、計算 的、技術的な要素を含む部分も多いので、手続のすべてにつき、口頭審理を要する とすることは、その性質上必ずしも相当でない。更に、第三に、右審査請求申出の期間には、一定の制限があり(地方税法四三二条一項)、ある一定の時期に多量の右申出のあることが当然予想できるのに、これを審査する委員会、委員の定数は原則として三名、特別の場合でも一五名(この場合は各三名により五部会が構成され、各一部会が審査に当る)にすぎず(地方税法四二三条一、二、八項)、しかも 審査は申出の日より三〇日以内に完了することが要求されている(同法四三三条)から、前述のような口頭弁論に準ずべき口頭審理を要求することは事実上無理であ る。第四に、口頭審理についての前記各法令の諸規定も、口頭審理をする際の、関 係人への期日の告知、(同法四三三条二項、本件条例七条二項)、口頭審理の公開 (同法同条六項)、「同法四三二末一項、本件未例し未一項)、口頭番項の公開 (同法同条六項)、口頭審理における弁論、資料の提出、審理方法等(同法同条三 項、同条例同条三、四、六項)を定めたものにすぎず、これらの諸規定から、遡つ て、口頭審理を通じてのみすべての弁論、資料の提出、審理等がなされなければな らないとまでは必ずしも解し得ないのみならず、むしろ地方税法四三三条一項には 「委員会は、……必要と認める調査、口頭審理その他事実審査を行い」と規定さ れ、口頭審理と他の調査、審理と併行総合して行い得べきものと解し得る余地が十 分ある。以上第一乃至四の諸点を考え合わせると、固定資産評価審査の審理手続は、いわゆる職権主義を基調とし、書面審理、口頭審理その他の事実調査を随時取り入れて適正な評価額を発見し、もつて迅速に評価の適否を判定すべきものであ り、たとえ口頭審理の申請があつても、民事訴訟におけるように当事者を対等の立 場にある両当事者として口頭審理を通じてのみ攻撃、防禦を尽させるというような 意味での口頭審理方式をとることは、手続の木質からも、法令上からも、必しも要 請されていないものと解するのが相当である。

(ロ) しかし、同時に、後述するように、固定資産の評価は、複雑な手順と計算によってなされ、納税者はその算出の方法、過程を知りえないのが通常であるから、委員会が審査請求申出の真意を把握し、また審査請求申出人に申出事由を十分述べさせ、もつて審査手続の公正と能率化とを図るために、審査委員会は一般の調査、審理のほか、みずからあわせて口頭審理をなし得べきものと定めると共に、もし審査請求申出人よりの申出があれば、特別の事情がないかぎり口頭審理を行うことを要するものとし(地方税法四三三条一項二項)ているのであつて、その口頭審理の内容方式も前記の目的意図を達するに必要な程度の充実が本件条例七条の規定によって図られているものと解すべきである。

によって図られているものと解すべきである。

(ハ) 以上のとおりであつて、本件の場合、審査申出人の申請にもかかわらず 口頭審理がなざれなかつたというわけではなく、口頭審理が二回にわたつて行われ たことは当事者間に争いがないのみならず、被控訴人主張のような厳格な意味での 口頭審理方式はそもそも必要としないのであるから、たとえ本件審査手続におい て、「弁論や審査のための資料のすべてが口頭審理において提出されたものではな く、したがつて口頭審理だけを切りはなしてみると、控訴人が審査請求の申出事由 や資料の提出を尽し得たとはいいえず、また口頭審理にあらわれた弁論や資料のみ では審査決定をするには十分でなかつた」としても、これだけをもつてただちに 頭審理方式の違背とし、本件審査手続に瑕疵があったということはできない。

(二) 固定資産評価の根拠、計算過程等を明らかにすることについて。 (イ) 固定資産の評価は、適正な時価を算定することにあり、その基準、実施方法及び手続は地方税法三八八条以下及び固定資産評価基準(本件につい概略は、そのとおりである。即ち、土地については、「1」地目に分け、「2」宅地についてある。即ち、土地については、「1」地目に分け、「2」宅地については、各宅地について評点数を付ける。「3」評点数は、市街地域において地にでは、1年では、先ず、当該において地でである。「4」右「評価法」の実施は、先が、当該にもは、当該によりによって件ける。「4」右「評価法」の実施は、先が、当該にもは、当該によりによりによる。「5」を表別である。「5」を表別である。「5」を表別である。「6」によりの価格は、宅地の指示平均価格に宅地の総理点数で除した額に基づいて市町村長が定める(指示平均価格である。「6」によりの価格は、宅地の指示平均価格が定める(指示平均価格である。「6」によりの価格は、宅地の指示平均価格にをある(指示平均価格の宅地の総評点数で除した額に基づいて市町村長が定める(指示平均価格 は、当該市町村の総評価見込額を総宅地面積で除した額に基づき自治大臣又は知事が指定した額である。)。「7」評点一点当りの価格に当該宅地の総評点数を乗ずる(宅地以外については省略)。なお、家屋についても、建物の種類を分け、評点数を付け、評点一点当りの価格を定める等、土地と同様の方法、手順により評価される。

右のごとく、固定資産の評価は、複雑なしかも計算を含む手順を経てなされるのであるが、納税者としては、固定資産課税台帳を閲覧して評価額を知り、その額に不服の念を抱いたとしても、いかなる根拠と計算によつて右額に達したかは、通常殆どこれを知りえないのみならず、不服のある納税者は右台帳閲覧後、比較的短期間内に、審査請求の申出をすることを要求されているのである。したがつて、審査請求申出人は、申出にあたり自らもその不服の対象である評価の根拠や計算を明らかに指摘できないことが多からざるをえず、また時には委員会から評価の合理的な根拠が示されさえすれば不服の解消することのありらることも容易に推測できるのである。

〈要旨第二〉以上のような次第であるから、審査請求の申出があつたときは、委員会は、先ず、申出人に対し、〈/要旨第二〉申出人が評価に対する不服事由を明らかにするために合理的に必要な範囲で、評価の根拠、方法、手順等を了知できるような措置をとるべきである。即ち、土地についていえば、前述の手順のうち、すくなとも、当該上地の地目をどう見たか、市街地域とみたか否か、「市街地宅地評価法」の実施に当つては、標準宅地をどこにとり、路線価をいくらと付けたか、評点当りの価格とその算出の一応の根拠(但し、総評価見込額の根拠はこれを明らかにする必要がない)等を、自ら、もしくは市町村長あるいは固定資産評価員をして、口頭審理を通じ、あるいは書面をもつて、申出人に明らかにし、これによりによりであるであるいは書面をもつて、申出人に明らかにし、これに委員に遺憾なからしむべきであって、もし、委員ればならない。

(ロ) そこで本件審査手続について判断する。

本件審査請求申出が昭和三九年四月三〇日になされ、同年五月一九日、六月五日の二回にわたつて口頭審理が行われたこと、市長側から答弁書(乙第二号証)、再答弁書(乙第一〇号証)が委員会に提出されたが、委員会はその写しを被控訴人に送付する等の措置をとらなかつたことはいずれも当事者間に争いなく、右争ない事実と成立に争いない乙第一乃至一一号証、原審における被控訴人本人尋問の結果によると次の事実が認められる。

有地の評価及びその計算根拠、二、標準宅地の所有者が誰か、評価の計算根拠、 三、路線価を定めた計算根拠、四、本件土地の評点数を付した計算根拠、五、評点 一点当りの価格決定の計算根拠、六、指示平均価格及びその計算根拠、七、本件家 屋についての評価についての同様の根拠』等の明示を求むる旨の書面を委員会に提 出したところ、市長は、同日付の再答弁書を委員会に提出し、右再答弁書には、被 控訴人が求めていた右一乃至七の各点について、具体的な、数式まで付して評価の 方法、計算根拠が明示されていた。しかるに、委員会は、右再答弁書を被控訴人に 送付するとか、閲覧させてその内容を同人に了知させる措置を全く講じないまま、 同日付で本件審査決定に及んだ。」

原審証人F、同G、当審証人B、同Cの証言中右認定に牴触する部分は信用し難く他に右認定に反する証拠はない。

なお、本件審査は、審査請求申出の日より三〇日以内になすべきことと定められているが、右日時を厳守するために、手続の本質上の要請である右計算根拠等の明示等の省略の許ざれないことは勿論である(本件決定は現に右期限内になされていない。)。

3 審査決定自体について

乙第一号証によると、本件審査決定においては、決定理由としでは、単に「本件評価は固定資産評価基準によつて適法に評価ざれたものである。環境、用途、形状等に応じて評価したものであつて他に比較して評価が不均衡ではない。」等きわめて抽象的、簡単な記述があるにすぎないことが認められる。

三 以上のとおりであつて、本件審査決定は前項2、3いずれの観点からしても違法であるから、これを取消すべく、これと結論を同じくする原判決は結局相当である。よつて本件控訴を棄却し、控訴費用につき民事訴訟法第九五条、八九条を適用して主文のとおり判決する。

(裁判長裁判官 川添利起 裁判官 長利正己 裁判官 田尾桃二)